

れい わ 5 ねん ど  
令和5年度

ちい き せい かつ し えん きよてん じぎょう  
地域生活支援拠点事業

みんなが <sup>じ</sup>自分らしく <sup>い</sup>生きるために  
みんなで できること



と さ し みず し

土佐清水市

れい わ 6 ねん 3 がつ はっこう

令和6年3月発行

# 1 地域生活支援拠点事業とは？

地域生活支援拠点事業とは、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、その人がその人らしく、安心して地域で生活していくための3つの事業（①コーディネート事業 ②地域づくり事業《支援機関連携》③地域づくり事業《広報啓発》）を実施して、地域全体でその人の暮らしを支援する事業です。

この冊子は、③地域づくり事業（広報啓発）で、障害児者が日常生活および社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去し、障害への理解を深めるために作成するもので、今回は、障害者差別解消法について、市民の皆さんに考えていただくきっかけとなるよう作成いたしました。

# 2 「共生社会」の実現のために

障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。

ひとりひとりの命の重さは、障害のあるなしによって、少しも変わることはありません。

このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

こうした取組の一步一步の積み重ねが、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現へとつながっていきます。

「障害者差別解消法」では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

この法律を進めることで、障害のある人となない人が実際に接し、関わり合う機会が増えると思います。こうした機会を通じ、障害のある人となない人が、お互いに理解し合っていくことが、「共生社会」の実現にとって大きな意味をもちます。

この冊子を通じて、ひとりでも多くの方に、新しい一歩を踏み出していただくことを願っています。

### 3 しょうがいしゃ さ べつ かいしょうほう なに もと 障害者差別解消法では何が求められるのですか？

#### ふ とう さ べつ てき とり あつか きん し 「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

#### こう り てき はい りよ ていきょう 「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)を求めています。

※言語(手話を含む。)、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。



たいしょう

しょうがいしゃ

## 対象となる「障害者」は？

この法律ほりつに書いてある「障害者」とは、障害者手帳しょうがいしゃ てちょうをもっている人のことだけではありません。

身体障害しん たいしょうがいのある人、知的障害ち てきしょうがいのある人、精神障害せい しんしょうがいのある人（発達障害はつたつしょうがいや高次脳機能障害こう じのうき のうしょうがいのある人も含まれます）、その他の心こころや体からだのはたらきに障害しょうがい（難病なんびょうに起因する障害しょうがいも含まれます）がある人で、障害しょうがいや社会しゃかいの中なかにあるバリアにちじょうせいかつによって、日常生活にちじょうせいかつや社会生活しゃかいせいかつに相当な制限そうとう せいげんを受けている人ひとすべてが対象です。（障害児しょうがい じも含まれます。）

たいしょう

じぎょうしゃ

## 対象となる「事業者」は？

この法律ほりつに書いてある「事業者」とは、会社かいしゃやお店みせはもちろんのこと、同じサービスおななどをくりかえし継続けいぞくする意思いしをもって行く人おこなたちをいい、ボランティア活動かつどうをするグループなども「事業者」じぎょうしゃに入ります。



## 4 不当な差別的取扱いは禁止されています！

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。

正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

### 不当な差別的取扱いの具体例

- 受付の対応を拒否する。
- 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- 学校の受験や、入学を拒否する。
- 「障害者向け物件はない」と言って対応しない。
- 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。



## 5 合理的配慮が求められています！

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

### 合理的配慮の具体例

- 障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める。
- 障害のある人から、「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- 意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。
- 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

出典元：内閣府ホームページ

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_leaflet.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet.html)

☆障害者差別解消法についての詳細は

<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

「内閣府 障害者差別解消法」で検索

## ⑥ みんなが自分らしく生きるために みんなでできること

ふくしねっとCoCoてらすでは、この事業の一環として毎年「当事者の勉強会」を開催しています。

その中で、当事者の方々から「言われると傷つく」「モヤモヤする」言葉として、あげられたのが「普通は○○」「それって当たり前よ」「なんで○○できないの(するの)?」という誰もが日常で何げなく使っている言葉でした。

話し合う中で、「普通」や「当たり前」の基準は人それぞれ違いがあるにも関わらず、無意識のうちに自分の基準に当てはめて他の人の言動を判断してしまうことが原因ではないか、ということになりました。

では、どう言い換えれば、相手を傷つけずに伝えられるのでしょうか。

それは、「普通」を「私は○○だけど」に、「当たり前」を「うちの会社では○○する」というふうに、自分の基準を押しつけることなく、相手の違いを認める言い方に換えることではないでしょうか。

少し言い方を換えるだけで、相手がその人らしく生活できるようになること、それが「地域共生社会の実現」につながります。

年齢や障害の有無、性別や国籍などに関わらず、土佐清水市に暮らす一人ひとりがその人らしく地域で生活していけるよう、市民の皆さんが今日からできることとして「言い換え」をしてみましょう。



さっし とさしみずし いたく う さくせい  
この冊子は、土佐清水市の委託を受けて作成しています。

とくてい ひ えい り かつどう ほうじん こ こ じゅたくじぎょうしゃ  
特定非営利活動法人ふくしねっとCoCoてらす(受託事業者)

と さ し みずし はままち6 ばん 22 ごう  
〒787-0321 土佐清水市浜町6番22号  
TEL 0880-87-9209 FAX 0880-87-9216  
メール cocoterrace@fukushinet.or.jp  
ホームページ <http://www.fukushinet.or.jp>

と さ し みずし ふくし し むしょ  
土佐清水市福祉事務所

と さ し みずし てんじんちよう11 ばん 2 ごう  
〒787-0392 土佐清水市天神町11番2号  
TEL 0880-82-1118 FAX 0880-87-9012  
メール hukushi@city.tosashimizu.lg.jp